

最近の葬儀サービス・お墓事情とトラブル

「終活」という言葉が流行し、人生の締めくくり方を元気なうちに考え、準備しておこうという気運が中高年の間で高まっています。そのような中で「葬儀サービス」や「お墓」については、死者に対する気遣いや配慮などから、苦情になりにくいと考えられ、相当数のトラブルが潜在していると考えられます。

墓地(霊園)の契約は、墓地の永代使用契約と墓石建立の契約の2つからなっています。墓地の開発には、地方自治体の許可が必要で、許可を得られるのは宗教法人か公益法人に限られますが、実際に墓地(霊園)を開発しているのは、多くは石材店です。そのため、墓地の永代使用契約は、宗教法人か公益法人との契約となりますが、墓石建立契約は、墓地(霊園)によって指定された石材店(指定石材店)に限られています。こうしたことが消費者にはあまり知られていないため、「自由に石材店を選べない」「墓地の契約をしたら墓石を立てるように言われた」等の苦情が寄せられることがあります。

葬儀は突然訪れる非日常的な契約ですが、いつかは訪れることであり、前もってある程度の知識を得ておくことも大切です。全日本葬祭業協同組合連合会では「葬祭サービスガイドライン」を公表し、冊子「お葬式Q&A」を発行したり、消費者からの葬儀に関する問い合わせに応じています。

また、昨今は檀家制度が崩れ、お寺と檀家という日頃からの付き合いがなくなった事により、お寺とのトラブル(戒名料、寄付、お布施)の相談も寄せられます。これらは、仏教情報センター (<http://bukkyo-joho.com>)から情報を得たり、各宗派の本山に相談すると良いでしょう。

松伏町消費生活センターでは、消費生活相談を実施しています。

月～木曜日 午前10時～正午、午後1時～4時

子どもの人権 ～日本の未来を守るために～

人が人として生きる権利は、すべての人が持っています。それは、大人でも子どもでもその重みは変わるものではありません。

しかし実際には、子どもが被害者となるいじめや虐待、性犯罪など痛ましい事件があとを絶ちません。

成長の過程にいる子どもにも、大人と同じように自由と権利があります。そして、子ども自身はそのことを自覚し、様々な体験を通じて、他の人の権利を尊重することを学んでいくのです。その実現のために大人は、子どもが、自分の権利について気づく機会をつくり、また、他の人の権利を守るためにはどのようなルールが必要かということをも身に付けさせていくことが重要です。

子どもは、社会の未来を担う存在です。子どもの人権を考えることは、大人の人権意識を考えることでもあります。私たちは、子どもの人権について十分に理解し、子どもの意見にも常に耳を傾けるとともに、子どもの人権を尊重し、心身ともに健やかな成長を見守っていきましょう